

水道量水器の交換を行います

市では、計量法に基づく検定満了期間である8年が経過する水道量水器の交換を実施しています。今年も8月に交換を予定しており、該当するお宅へは、市から直接通知しています。

なお、交換は市で委託した業者が行います。特に立ち会いは必要ありませんが、留守のお宅につきましても交換しますので、ご了承ください。交換に要する費用などは、市が負担します。

問 上下水道課 業務係 ☎24・5411

10月1日から7日は公証週間です

10月1日から7日は「公証週間」です。遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にもめごとを引き起こしがちです。そんなとき遺言や当事者間の取り決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることが出来ます。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

問 福島公証人合同役場

☎024・521・2557



下水道を大切に使いましょう

大切な下水道を末長く使うため、次のことに注意してください

下水道に油を流さないでください。油を流すと排水管や下水管が詰まる原因になります。調理後のフライパンや皿についた油污れは、調理で使用したキッチンペーパーなどでふき取ってから洗いましょう。てんぷら油などは、固形化して処分してください。

■下水道に流してはいけないもの



野菜くずや食べ残し



天ぷら油などの廃油



水洗トイレ用以外の紙



髪の毛

飲食店のみなさまへ

グリース阻集器は、定期的な点検・清掃をしてください。清掃をしないとグリースを阻集する機能が低下して油脂が流出し排水管・下水管の詰まりや悪臭の原因になります。



良好なマンホールの状態



油でマンホールが詰まった状態

問 上下水道課 下水道係
☎24-5413

ここから下は広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主の方へお願いします。

「広報もとみや」有料広告募集中

- ◆掲載規格 (A4版5段組)
 - ①1枠…各ページの下1段、②半枠…下1段2分の1
- ◆広告掲載料 (1回あたり)
 - ①1枠…20,000円、②半枠…10,000円
 - ※12カ月連続掲載となった場合、12カ月目は無料で掲載します。
- ◆問い合わせ先 秘書広報課 広報広聴係 ☎24-5332



真心・親切、お客様の足となり日々安全運転!
一般貸切旅客自動車運送業
小型バスから大型バスまで

観光・研修会・冠婚葬祭等バスのご利用は
協和交通株式会社

TEL 0243-34-4450 FAX 0243-34-4481
〒969-1101 福島県本宮市高木字猫田53-1

ごみの収集を休みます

お盆休みのため

8月14日（金）

8月15日（土）

上記期間中は、ごみステーションへごみを出さないようご協力をお願いします。

また、もとみやクリーンセンターへの個人搬入もできませんのでご注意ください。

もとみやクリーンセンター ☎33-5499
生活環境課 環境係 ☎24-5362
白沢総合支所 市民福祉課 生活安全係
☎44-2114

市立保育所臨時職員募集

市では、市立保育所の臨時職員を募集しています。

保育士の資格がある方

10名程度

7:00から19:00までの間で7時間45分の交代勤務

市内保育所5カ所（本宮第1保育所、本宮第2保育所、本宮第3保育所、五百川幼保総合施設、白沢保育所）のいずれか

20歳～34歳の方 日額7,370円

35歳以上の方 日額8,000円

☎ハローワーク二本松 ☎23-0343

幼保学校課 幼保教育係 ☎24-5446

風水害から身を守るために

～情報収集と日頃の準備～

正確な気象情報を集めることで風水害による被害を最小限にとどめることができます。テレビ・ラジオ・インターネット・電話（177番）などで情報収集に努めることが大切です。

【避難経路や危険箇所の事前確認】

お住まいの地域における過去の浸水実績や洪水ハザードマップを確認して、避難経路や危険箇所を把握しましょう。

市には水害とその他災害で避難場所が違う地域もあります。

※ハザードマップは本宮市ホームページでダウンロードできるほか市役所でも配付しています
【非常用品の用意】

食料や飲料水、懐中電灯や携帯ラジオなどの非常用品や持ち出す貴重品はまとめておきましょう。

～避難情報の違いについて～

広報車、防災行政無線、緊急速報メール等を通じて出す避難情報には状況によって違いがあります。情報の種類を確認し、発令された際に戸惑わないようにしましょう。

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
自主避難	○災害の危険が迫っていると自ら判断した場合の避難となります。	○必要に応じて地域の公民館などに避難してください。 ○避難するのに時間のかかる要配慮者は避難を始めなければならない状況です。
避難準備情報	○避難するのに時間のかかる要配慮者は避難を始めなければならない状況です。○人的被害が発生する可能性が高まっている状況です。	○高齢者や病人、障がい者や妊産婦の方は支援者とともに避難所への早めの避難を始めてください。 ○非常時持ち出しを用意するなど、いつでも避難できるように準備してください。
避難勧告	○通常の避難ができる方についても避難を始めなければならない状況です。○人的被害が発生する可能性がさらに高まっている状況です。	○避難所へすみやかに避難を始めてください。
避難指示	○災害の前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害が発生する可能性が非常に高まっている状況、または実際に人的被害が発生している状況です。	○避難中の方は確実に避難を完了してください。○避難の時間的余裕がない場合には生命を守る最低限の行動をしてください。○市役所や消防団からの避難誘導などには速やかに従ってください。

☎ 防災対策課 消防防災係 ☎24-5365 白沢総合支所 市民福祉課 ☎44-2114